

広島市における障害者差別解消支援地域協議会の運営について

1 役割

- (1) 適切な相談窓口機関の紹介
- (2) 具体的事案の対応例の共有・協議
- (3) 調停・斡旋等の紛争解決に向けた専門機関への紹介
- (4) 複数機関等による差別の解消のための取組など

2 運営イメージ

(1) 全体会議

当該協議会の基本的な運営方針や提言、企画の決定及び進行管理など実務者会議が円滑に運営されるための環境整備を図る。

本市における障害者差別の状況について情報共有を図る。

事案についての情報共有や協議等を行う。

(2) 実務者会議

障害者差別の解消を推進するための取組の企画、地域の事態把握などを行う。

事案を具体的に解決するための協議、情報交換、連絡調整などを行う。

3 構成員

(1) 人数 20名程度を予定

(2) 構成機関等

ア 障害者施策推進協議会委員又は所属団体等の中から数名程度を選任

分野	所属団体等
学識経験者 (現7名)	安田女子大学、広島大学大学院、県立広島大学、広島市立大学
当事者 (現6名)	(公社)広島市身体障害者福祉団体連合会、(社福)広島市手をつなぐ育成会、広島市中心身障害児者父母の会、広島市精神保健福祉家族会連合会、NPO 法人高次脳機能障害サポートネットひろしま、広島難病団体連絡協議会
公募委員 (現2名)	市民委員
福祉関係機関 (現3名)	広島市障害福祉施設連盟、(社福)広島市社会福祉協議会、(公・社)広島県社会福祉士会
関係機関等 (現3名)	(一社)広島市歯科医師会、(一社)広島医師会、広島公共職業安定所

イ その他(予定)

分野	構成団体等
福祉等	相談支援事業所、民生委員児童委員協議会等
事業者等	商工会議所、公共交通機関等
法曹等	弁護士等

ウ 事務局(障害福祉課)

全体会議、実務者会議等の開催に当たっては、必要に応じ関係部署が参加

分野	所属担当課
想定される部署	人事課、市民相談センター、消費生活センター、人権啓発課、地域福祉課、障害自立支援課、精神保健福祉課、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、福祉事務所、保健センター、こども・家庭支援課、教育委員会特別支援教育課等